

おきなわ監督署だより 4月号

(平成26年4月18日 沖縄労働基準監督署 発行)

お知らせ 1

平成26年1月～3月までの業種別労働災害発生状況（沖縄労働基準監督署管内）



平成26年の3月までは、全体的に減少傾向です。さらに、がんばりましょうね。

全産業の死傷者数は、35件と前年比20.5%の減となっています。

製造業は、前年比20%増加しています、6件中5件が食料品製造業で、前年比25%増であり、心配です。

建設業は、前年比57.1%減と好調です。昨年大幅に増加した建築工事業も3件と昨年の14件と比較し75%も減少しています。期待しましょう。

第三次産業も全体的には減少傾向にありますが、保険衛生業が依然として増加傾向で、前年比200%増であり、こちらも心配です。この業種のうち社会福祉施設も同様の増加率です。

平成26年3月末（速報値）

50%以上減 ■

50%以上増 ■

100%以上増 ■

| | 平成26年 | 平成25年 | 増減の状況 (対前年比) | |
|------------------|--------|--------|-----------------|--------|
| | 死傷(死亡) | 死傷(死亡) | 死傷者数 | 増減率(%) |
| 全産業 | 35 | 44 | -9 | -20.5 |
| 製造業 | 6 | 5 | 1 | 20.0 |
| 食料品製造業 | 5 | 4 | 1 | 25.0 |
| 建設業 | 6 | 14(1) | -8 | -57.1 |
| 土木工事業 | 1 | 2 | -1 | -50.0 |
| 建築工事業 | 3 | 12(1) | -9 | -75.0 |
| その他の建設業 | 2 | 0 | 2 | |
| 運輸業 | 1 | 0 | 1 | |
| 陸上貨物運送業 | 1 | 0 | 1 | |
| 第三次産業 (運輸を除く) | 22 | 23 | -1 | -4.3 |
| 商業 | 5 | 5 | 0 | 0.0 |
| 接客娯楽業 | 3 | 5 | -2 | -40.0 |
| 保健衛生業 | 6 | 2 | 4 | 200.0 |
| 社会福祉施設 | 3 | 1 | 2 | 200.0 |
| ビルメンテナンス業 | 2 | 5 | -3 | -60.0 |
| その他の業種 | 6 | 6 | 0 | 0.0 |
| 警備業 | 1 | 0 | 1 | |
| 駐留軍間接雇用 | 3 | 2 | 1 | 50.0 |

平成 26 年度の重点的な取組

沖縄労働基準監督署は、平成 26 年度、厚生労働省及び沖縄労働局の運営方針の下に、管内の課題を踏まえ、以下の事項について重点的に取り組むこととしました。



今年度も、懇切丁寧な対応に努めます。

労働条件の確保・改善対策

| 重点事項 | 主な取組内容 |
|---------------|---|
| 過重労働による健康障害防止 | <p>時間外労働協定提出時には時間外労働の限度時間に関する指導を徹底し、過重労働となるような長時間のおそれのある事業場に対して監督指導を行います。</p> <p>過重労働による業務上疾病を発生させた事業場に対して再発防止対策を徹底させる指導を行うとともに、労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含めて厳正に対処します。</p> |
| 基本的労働条件の確立 | <p>申告・相談に対しては優先的に対応します。</p> <p>ハローワーク、商工団体等の関係団体と連携するなどの方法により労働条件通知書の交付等労働基準法等関係法令の周知に努めます。</p> <p>飲食店、社会福祉施設等第三次産業に対する監督指導等を重点的に行います。</p> |

賃金不払残業の防止

始業・終業時間等の記録を適正に行ななどの労働時間適正把握基準を周知するとともに、悪質な事業場は司法処分とするなど厳正に対処します。



最低賃金制度の適切な運営

| 重点事項 | 主な取組内容 |
|-------------|--|
| 最低賃金額の周知徹底等 | 最低賃金の改定時期を中心に周知広報に努めるとともに問題があると認められる業種及び事業場に対し重点的に監督指導を行います。 |



適正な労働条件の整備

| 重点事項 | 主な取組内容 |
|----------------|--|
| 職場のパワーハラスメント対策 | 各種会合、指導の機会を捉え、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた職場の環境整備向上の周知啓発を行います。 |



労働災害を減少させるための重点業種

| 重点事項 | 主な取組内容 |
|----------|--|
| 食料品製造業 | <p>昨年、前年比 47.8% と大幅に労働災害が増加した食料品製造業に、食品加工用機械を使用する主な小売業、飲食店、旅館・ホテル業も加わっていただき、業界の理解のもと「沖縄中部地区・食料品製造業等ゼロ災運動」を展開し</p> <p>労働災害・対前年比 20% 減</p> <p>をめざします。</p> |
| 建築工事業 | <p>昨年、対前年比 28.9% と大幅に労働災害が増加した建築工事業についても、建設業災害防止協会沖縄支部中部分会・北部分会と連携し「沖縄中部地区・建築工事業ゼロ災運動」を展開し、</p> <p>労働災害・対前年比 20% 減</p> <p>をめざします。</p> |
| 第三次産業 | <p>昨年、対前年比 75.0% と大幅に労働災害が増加した社会福祉施設や全国的に労働災害が増加している飲食店等の第三次産業に対しては、腰痛予防、転倒防止対策、4S運動等基本的な安全衛生対策を分かりやすく説明するセミナー等を開催し、労働災害の減少をめざします。</p> |
| 陸上貨物運送事業 | <p>昨年、大幅に労働災害が増加した陸上貨物運送事業に対し、</p> |

| | |
|----------|---|
| | 「荷役作業時の安全対策ガイドライン」の普及促進に努めるなど指導を強化し、労働災害の減少をめざします。 |
| 化学物質取扱事業 | 化学物質を取り扱う事業場に対して有機溶剤中毒予防規則等の法令遵守徹底について指導するとともに、SDS（安全データシート）交付義務対象物質についてリスクアセスメント及びその結果に基づく適切なばく露防止措置が実施されるよう指導します。 |



健康に働くことができる職場づくり

| 重点事項 | 主な取組内容 |
|-----------|---|
| 健康の保持増進対策 | 全国ワーストワンの定期健康診断結果による有所見率改善のため、沖縄労働局が進める各種事業、キャンペーンをあらゆる機会に周知し、管内企業の健康づくりの機運を高めます。 |



労災保険給付の迅速・適正な処理

| 重点事項 | 主な取組内容 |
|--|--|
| 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る迅速・適正な処理 | 認定までの処理期間が長期化しやすい脳・心臓疾患事案及び精神障害事案について、より迅速・適正な事務処理を行い処理期間の短縮に努めます。 |
| 石綿救済制度等に係る周知徹底及び石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な処理 | 石綿救済制度の周知に努めるとともに、迅速・適正な処理に努めます。 |



来署の皆様は、気をつけてお帰りくださいね。

沖縄労働基準監督署

〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-11 沖縄労働総合庁舎 (098) 982-1263

沖縄総合労働相談コーナーは、(098) 982-1400